

第十三回国会 衆議院 農林委員會 議録 第四十三号

昭和二十七年六月十日(火曜日)
午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君
理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君
理事 井上 良二君

小笠原八十美君 越智 茂君
小淵 光平君 川西 清君
坂田 英一君 坂本 實君
千賀 康治君 田中 彰治君
中馬 辰猪君 幡谷仙次郎君
原田 雪松君 大森 玉木君
吉川 久爾君 石井 繁九君
竹村泰良一君

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員

大藏事務官 石原 周夫君
(主計局長) 野原 正勝君
農林事務次官 小倉 武一君
(農政局長) 平川 守君
(農地局長) 委員外の出席者

專門員 難波 理平君
專門員 岩隈 傳君
專門員 藤井 信君

六月九日

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(河原伊三郎君紹介)(第三四八〇号)
同外一件(村瀬宣親君紹介)(第三五七七号)
同外十二件(村瀬宣親君紹介)(第三

六〇六号)

高野村地内の国有林野松下げに関する請願(本多市郎君紹介)(第三六三〇号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件

農地法案(内閣提出第八四号)
農地法施行法案(内閣提出第八五号)
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
飼料糧給調整法案(井上良二君外九十五名提出)(衆法第五九号)
農産物の検査及び防疫対策等に関する件

桑の霜害に関する件
○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

○小林(運)委員 議事進行について。この前の本委員会におきまして、私はかねて本委員会に小委員会をつくり、大体小委員会としての意見がまとまつた肥料需給調整に対する案をもつて本委員会に提出し、審議を進めるといっておきました。しかるに先ほど来の理事会におきまして、本日の委員会でも必ず開くという委員長の言明にもかかわらず、まだこれが提案に至っていない。こういうことでは、本委員会では、正式の委員会におきまして委員長の言明がその通り行われなければならないことであつては、委員会の運営上、はなはだわれ／＼は遺憾とする。そこでもう一べんこの問題をはっきりして審議に入りたいと思ひます。従ひまして私

は、松浦委員長の問題に対する見解を承つておいて、その他の議案については審議を進められたいと思ふ。これに対してどんなふうにお考えであるか、委員長の御見解を承りた

○松浦委員長 小林君の御発言でございしますが、何か本委員会の運営についての公約というお話であります。私がちよつとからだを悪くしまして三日ばかり休んだために、そこにいろいろ問題が起きたことは、恐縮に存じております。しかし本委員会の運営は、諸君御承知のように、万事理事会において円満に話合ひをつけ、きわめてスムーズに参つておりますので、先ほどの理事会において申しした通り、吉川君の緊急質問に次いで、開拓者資金融通法の問題を上げて、その問題が終りましたならば、その後にはきよ／＼うちに提案理由の説明を聞きたい、かように考えております。

それでは前会、農産物、特にばれいしよの検査、防疫対策等の問題に対して、農林当事務当局に質問をいたしました。本問題について農林大臣に質問の要求があります。これを許します。吉川君。

○吉川委員 私は、先日東京都下に起りましたバイラス病の対策の問題について、政府に緊急質問をすることを要求したのでありますが、当日は農政課長の太田君がおいでになつただけで、私の質問に対して責任のある、また納得の行くようなお答えをいただけなかつたのであります。これはまことに遺憾でございまして、この種の問題について、一課長を答弁に立たせるといふような農林省の農政に対する態度は、きわめて熱意を欠くものとして、私は遺憾に存じていたのでございます。そこで私は委員長に要請をいたして、あらためて農林大臣においでを願つて、農林大臣から責任あるお答えを願ひたい、こういうことになつたわけでございますから、大臣はそれのおつもりでお答えを願ひます。

東京都で、無病ということと国営検査証明付の種じやが北海道から六万俵、八十万俵を購入したのであります。これは東京都下全地域二千四百町歩にわたるものでございまして、そのうち北部の二百五十町歩、西部世田谷、練馬の一部三百五十町歩、合計六百五十町歩が七割ないし八割の被害をこうむつた。世田谷の烏山の地域は全滅という状況でございまして。

私と同じように農林大臣は世田谷にお住まいでございまして、この問題はすでににお耳に入つたことと思ひますけれども、この国営検査済の票紙の貼布されてあるところの種いもをまきつけて、そして七割ないし八割、所によつては全滅というような被害をこうむるといふような検査は、一体われわれにはどうして納得が行かないのでございまして、事務当局の説明によれば、まことに貧弱なる検査機構をもつてやつてゐる、従つてどうもこういう問題の起るのもやむを得ないじやないかという

ような御答弁なのでございますけれども、北海道に生産されるところの種いもは、これは東京都下にだけ配給されるのではなくて、全国に配布されるものであります。これが、このような問題が頻繁に起るとするならば、生産農家は安心をして北海道の種いもを取入れてまきつけることはできなくなり、農業生産と農家経済の上に実に大きな問題となるわけでございますが、農林大臣といたしましては、この検査機構の問題、今後の検査制度の問題について、どういふようになさうとお考えになりますか、その御所見を伺つておきたいと思ひます。これは本年東京都下になま／＼起つた問題ではなくて、年々歳々、各地に起つてゐる問題でございまして、これに対して農林当局は何らの手が打たれていない、これに対する対策が施されてないといふ結果が、本年もまたこういう大きな被害となつて現れて来ているということをお考えするとき、政府はここに重大な決意をもつて具体的な対策を明示され、それを強力に実践されなければならぬと思ひます。それについて明快なるお答えを願ひたい。

それから、一体こういう問題に対する責任はどこにあるか。私は国営の検査制度があるからには、これは国が責任を持つべきではないかと考へるのでございますが、大臣はこれについてどういふようにお考えになりますか。この超異常的な災害に対して、これは国が当然その補償の責に當るべきである

つたのであります。これはまことに遺憾でございまして、この種の問題について、一課長を答弁に立たせるといふような農林省の農政に対する態度は、きわめて熱意を欠くものとして、私は遺憾に存じていたのでございます。そこで私は委員長に要請をいたして、あらためて農林大臣においでを願つて、農林大臣から責任あるお答えを願ひたい、こういうことになつたわけでございますから、大臣はそれのおつもりでお答えを願ひます。

東京都で、無病ということと国営検査証明付の種じやが北海道から六万俵、八十万俵を購入したのであります。これは東京都下全地域二千四百町歩にわたるものでございまして、そのうち北部の二百五十町歩、西部世田谷、練馬の一部三百五十町歩、合計六百五十町歩が七割ないし八割の被害をこうむつた。世田谷の烏山の地域は全滅という状況でございまして。

私と同じように農林大臣は世田谷にお住まいでございまして、この問題はすでににお耳に入つたことと思ひますけれども、この国営検査済の票紙の貼布されてあるところの種いもをまきつけて、そして七割ないし八割、所によつては全滅というような被害をこうむるといふような検査は、一体われわれにはどうして納得が行かないのでございまして、事務当局の説明によれば、まことに貧弱なる検査機構をもつてやつてゐる、従つてどうもこういう問題の起るのもやむを得ないじやないかという

のような御答弁なのでございますけれども、北海道に生産されるところの種いもは、これは東京都下にだけ配給されるのではなくて、全国に配布されるものであります。これが、このような問題が頻繁に起るとするならば、生産農家は安心をして北海道の種いもを取入れてまきつけることはできなくなり、農業生産と農家経済の上に実に大きな問題となるわけでございますが、農林大臣といたしましては、この検査機構の問題、今後の検査制度の問題について、どういふようになさうとお考えになりますか、その御所見を伺つておきたいと思ひます。これは本年東京都下になま／＼起つた問題ではなくて、年々歳々、各地に起つてゐる問題でございまして、これに対して農林当局は何らの手が打たれていない、これに対する対策が施されてないといふ結果が、本年もまたこういう大きな被害となつて現れて来ているということをお考えするとき、政府はここに重大な決意をもつて具体的な対策を明示され、それを強力に実践されなければならぬと思ひます。それについて明快なるお答えを願ひたい。

それから、一体こういう問題に対する責任はどこにあるか。私は国営の検査制度があるからには、これは国が責任を持つべきではないかと考へるのでございますが、大臣はこれについてどういふようにお考えになりますか。この超異常的な災害に対して、これは国が当然その補償の責に當るべきである

の超異常的な災害に対して、これは国が当然その補償の責に當るべきである

の超異常的な災害に対して、これは国が当然その補償の責に當るべきである

の超異常的な災害に対して、これは国が当然その補償の責に當るべきである

と考えますが、どういうようにお考え
でございますか、この二点について納
得の行くようなお答えを願いたいと思
います。

○廣川國務大臣 東京郷下におけるバ
イラス病の發生の問題でありますが、
農林省からはまだ正式の調査の結果は

報告を受けておりません。しかし東京都の農業係官からは報告を受けておるようなわけであります。現実には被害者から話を聞きますと、かなりひどいようであります。またこの北海道の種いもの入つて参りました経路から見ますと、系統団体を通じて正式なルートで入つて参つております。また検査票等を見ますと、これも正式な検査票がついておるのであります。それと併用いたしまして市販で買いました、各種屋等から取入れたじやがいてもについては、何ら被害が起きていないのであります。系統団体を正式に通つたものには、多く被害があつて、一般市販から買入れたものに被害がないというところに、非常に問題があるのであります。私どもの方では、即刻この問題について組織的に、しかもこれを科学的に検討しろということを命じてあります。しかしまだその問題は私のところへ、こういう理由でこうなつたという報告はございません。系統団体を通して販売することを奨励いたしておるわれわれといたしましては、事重大でありますので、徹底的にこれを調査いたしたいまして、今後このようなことのないようにいたしたいと思ひます。また検査機構その他については、本委員会等の御意見もだん／＼ありますし、私なちといたしましては、少い人員ではあからしますが、万全を期してやるようにい

たしたいと思う次第であります。なお責任の所在はどこにあるかということでございますが、検査官の失態であるとするならば、それはおのづと責任は大臣にあるはずでありまして、その問題については十分私考究いたしたいと考えております。

○吉川委員　たいへん近來に珍しい大臣の確信的な御答弁で、私はある程度満足するわけでございますが、ただ、先日の農政課長の答弁では、ただいまから調査をするということでございまして、これが移入されるまでの経路に ついてのいろ／＼の調査等はもちろんあろうと思ひますけれども、バイラス病という病気の起つてゐるこの事実、 こういうたような問題については、調査の必要がないのです。これが東京都下という所の氣候、風土、土質等によつて病気が起るのだというような問題があるとするならば、これは調査の必要はございますけれども、そういうことによつて、この種の病気は起るのではないので、種いもに病菌さえないければ、こういう病気は発生しないのでございしますから、この点の調査の必要は私はないと思ひます。あるとすれば、ここまで移入される輸送の過程、取引の過程、そういうところに問題があるのじやないかと思ひますから、これから調査するというようなことでなく、これはひとつ徹底的な、大臣の御つしやるような科学的な調査をすみやかにやつていただきまして、そうして生産農家に安心を与えていただきたい。これはひとり東京都下の問題ではない。これはひとりの生産農家にと影響があることでございますから、そのようにひとつやつていただきたいと

思います。それから対策等については適切な御答弁でございますが、責任の所在の問題でございしますが、東京都だけで問題でございしますが、空知郡の中富良野も、今回の種いもは、空知郡の中富良野、上富良野の両村から来た八千八百七十二俵というのが、この災害をこうむっております。この種いもの損害が

千四百六十万円で、百四十万貫の減收の見込みの損害を加えますと、その損害は四千五百六十万円といわれております。これは今の国家の財政から見れば大した額ではございませんから、原因がはつきりいたしましたら、こういう問題について、積極的な御配慮を要請いたしますして、私の質問を打ち切ります。

○廣川國壽大臣　この病菌がその土地に合つて、いもがその病菌に侵されなというのじやないように承知いたしております。これは北海道から種いもに付着して来た病菌が、こつちで繁殖したというように私は聞いております。それからまた市販の価格と系統団体の種いもの価格とは非常に違つておるものであります。種いもの価格が、系統団体を通したものは千二百円、それから市販のものが九百円というように、非常にここにも差があるようなわけでありまして、また検査した当時における検査票のつけ方等においても、いろいろ問題があると思ひます。そういう点をしなればならぬと思つておりますので、厳密に調査をする考えであります。

○松浦委員長　この際過般の霜害、ななわち福島、山形、宮城、長野、岩手各県の桑園の霜害対策につきまして、小林運美君より農林大臣に対して緊急質問の要求があります。これを許しませ

す。小林遼美君。
○小林(遼)委員　去る四月二十八日、五月九日、十三日の三回にわたりました。東北並びに長野県等を襲いました冷害、霜害の件につきまして、私は農林大臣がこの災害に対していかなる考えを持つておられますか、具体的な対策を述べますか。

策については二三疑問をいたしたいと思ひます。

御存じのように、蚕糸業は、先般の国会におきまして糸価安定法が通過いたしましたして、一応安定を見たのでありまして、われ／＼はこの法律のもとに蚕糸価の安定をはかり、外貨の獲得のためにますます増産に励んで参つたのであります。ところが、今回の霜害は、この大それた希望しております増産に非常な影響をもたらす霜害でございまして、その内容はすでに当局によつて調査をされておりますが、被害の額は、十六億内外と報告されております。これらはまだ概略の被害であります。さらに調査の結果相當の被害を見ておるのであります。春繭の産額において、約百余万貫の繭の減收を予想されております。今回の霜害は、前例を言ないような非常に甚大なものである。こういうような災害に對して、農林省は局は具體的にどんな對策を持つておるか。これは本委員会では追究するまもなく、すでに農業災害對策の法律がありまして、その方面で急速にやるべきだとわれ／＼は考えるのであります。が、どうもわれ／＼の見ておるところでは、そういう法律があり、ふだに奨励の仕事に當つておるのが、どう思ふような活動をしていない。はなだ私は遺憾に思ひます。さような点らしいしまして、いろ／＼の方策が

でありますとか、病蟲害の予防薬の購入助成であるとか、あるいは春繭がいけないから、夏秋蚕に力を入れたためだけに、夏秋蚕の繭繭の購入費の助成でありますとか、あるいは農業災害保険金あるいは仮払いを早くやる、あるいは低利の貸付金、あるいは低利の貸付金、そのほか、

いろう／＼の施策が急速に講ぜられるべきであるとは、私には考えません。これに對して農林大臣は、どんな具體的な方法をお持ちか、またこの莫大なる被害に對して、大体どのくらいの手算をもつてこれに臨まれるか、大臣のお考えを十分承りたいと思います。

○廣川國務大臣 御質問中に、あなたは末端の農林省の役人がサボつておる、ようなことをおつしやれましたが、斷じてサボつていないのであります。で、事ここまに調査をいたして、すでに大蔵省と事務的に折衝いたしておる過程にあるのであります。あなたの御指摘のように、今回の長野、福島、山形、宮城等に起きました損害は、非常に広範囲で、しかも深刻であります。そのあと――あなたは霜害だけ申されましたが、ひよう害も加わつておるとうなわけでありまして、非常に深刻なものであるであります。御指摘の対策の個の問題については、速効薬に對する手当、あるいはまた速効肥料に對する手当、あるいはまた種の支払いに關する問題、それから保險の問題、営農金の問題等、事ここまにこれを調査たしまして、概算二億數千万円になつております。これは農林省から大蔵事務當局に向つて目下折衝中でありまゝです。但し先例もありますので、なか／＼思うように行かぬのを遺憾

いたしますが、農林省といたしましては、非常に熱意を持ってこの問題に對処いたしておるようなわけでありま

す。

○小林(連)委員 今大臣の御答弁の中に、十数億に余る災害に對して二億幾らの金を大蔵省と折衝しておるといふような話でありました。しかもこの話はまだはつきりしていない。ただ折衝くらいではだめなんです。私がさつき言つたのは、農林省の官僚の下の方が怠慢だといふようにあなたはとられたけれども、一体大臣がもう少し積極的

○松浦委員 それでは開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續き質疑を行います。竹村奈良一君。

○竹村委員 まず私は二、三大蔵省にお伺いいたしますが、この一部改正法案の當農資金は、大体二億一千七百万円だといふことですが、これに對する利率が五分五厘といふように上つておるわけですが、前の三分六厘五毛の利率を上げなければならぬといふ、どういふ理由でこゝろの當農資金を必要とするのは、開拓者がいわゆる開拓地を保持して行くためには、従来の期間で長期資金がなくなる。そのために當農資金が必要だといふ観点から、この法案を出されておるわけでありまして、従つてたといふ五年間に限つても、當農資金を必要とするものには、従来と同じ利率で貸すのが當然ではないか。しかるにこれだけが五分五厘に上げられるといふ理由は一体どうか、しかももう一つは、これについて私は先般政務次官に伺いますと、国家財政の見地からと、こゝろ言つておられる。ところが国家財政の見地からと、三分六厘五毛で貸付するのと、どのくらい大きな国家財政から考へてといふような大きな利子であるかどうか。私の計算したところによりますと、大体二億一千七百万円の率から見ると、その違

ばならないかといふ点の、詳細の説明を承りたいと伺います。

○石原(周)政府委員 今回三分六厘五毛でありました利子を五分五厘に上げることには、理由、一つは御承知のように、この開拓者資金の融通の特別会計ができました。おきまして、この会計といたしましては、所要資金を借入金をもつて調達をいたす、御承知のように昭和二十三年までは借入金をもつて調達をいたしておつたわけでありまして、その当時におきまして公債の利率が御承知のように三分六厘五毛であつたのであります。この会計の建前といたしまして三分六厘五毛の公債を調達いたしまして、それを貸付にまわすといふことで利率の計算をいたしてあるわけでありまして、

んでおる、そういうものに対しまするいわばプラス・アルファの問題などもあわせ考へまして、第一に申し上げました金利水準の現在のところから見まして、五分五厘といふ利率にいたすのが適當ではないかといふふうにお考へております。なお国家財政の数字が二百万円ではないかといふお話であります

○竹村委員 開拓地を開拓するといふ根本的な問題は少くとも日本の食糧自給といふものが根本的な問題になつてこの人たちが長期資金を借りて開拓をやつた。そうすると政府の根本的な態度から申しますならば、長期資金によつて開拓をやつたならば、その期間返済し得る間に、少くとも當農資金を借り入れなくては、開拓した土地によつて生活ができて得るという政策を立てられねばならぬ。しかもそれが立てられないゆゑに、そういう政策ができていないがゆゑにまた、當農資金を貸し付けなければならぬといふようなことになつて来るわけなんです。従つて問題の根本は、——もちろん財政的な立場からこの利率を上げるといふことは、少くとも根本的な考へ方といつたしましては、少くとも長期資金によつて開拓した人が、それによつて開拓

地におけるところの農業経営といふものが成り立つといふことをやらなかつたところに政府の政策の貧困があり、そのことが原因してこの貸付制度をこしらえなければならぬといふはめになつたわけでありまして、従ひましてそういう根本的な政策を考へない、ただ金を借りたい——ほんとういいますと、開拓者は金は借りたくない。金を借りなくとも、當農資金を必要としなくて、やつて行けるような農業政策が立てられれば、おそらくだれも、借金したい人は一人もないのであります。その借金をしなければならぬといふことが、開拓者に対する農業政策といふものがなつてないといふことだ。なつていないからしかたなく借りようとする。そして今まで開拓した土地を維持して農業を続けたいといふ人たちが、さういふ人たちの考へ方から考へますならば、少くともわれわれは、さういふ政策の貧困からいつて、實際からいいますならば、利子というものは将来すくなくとも、むしろ無利子で貸すのがほんとうだと思ひますが、しかし現在の制度をそのまま認めておるといふことは、これは三分六厘五毛に、前の資金の率と同じようにすべきではないか、百歩譲つて考へても、さうするのが當然ではないかと思ひるのであります。元来大蔵省は開拓といふような問題について、普通一般のものと同じように考へておつて、開拓地における開拓者の労働、あるいは開拓地を維持するためにいかに困難しているかといふ点について、實際問題としてはあまり理解がないのじやないか。それでこゝろいふやうになつて来るのではないか。おそらく農林省の考へ

方からするならば、——農林省もそれ
でいいと同意されたとするならば、こ
れはけしからぬと私は思うのですが、
この点は農林省として一体どういふ
うに考えておられるか。少くともそ
ういふ考えが金だ、財政的な見地か
らそうやって行くのだというのでは
、それは単なる事務的な考え方であり
まして、少くとも農政という点から、し
かも開拓した開拓地を維持して行く
という点、しかもこの人々を安んじ
て、開拓地を維持し、開拓農民とし
ての完成を期せしめるという点から言
うならば、少くとも原則としては無利子
でやるべきはずだけれども、しかし前
から三分六厘五毛での営農資金を承諾
しているという建前からいっても、そ
れまで下げる必要があるのではない
か、こういうふうに考えるのですが、
この点について将来をどういうよう
に下げる考えがあるのかどうか、ある
いはこれを訂正でもして、三分六厘五
毛に變更する考えがあるかどうか、こ
の点をまず伺いたい。

○石原(農)政府委員 この金は、開拓
者の家畜の導入に使われる資金で
あるというふうには承知をいたしてお
るわけでありまして、これは別途農林省
の方から、すでにお答えを申し上げてお
ると思うのでありますが、今回二十
七年度の予算におきまして、農家に家
畜の導入をいたすという趣旨をもちま
して、利子補給の予算を組んでおるわ
けなんでしょう。これは一割二分五
厘という貸付利率を考へまして、五分
の補給をいたした。従いまして農家の
払います利子は、差引七分五厘とい
うことになりまして、それと比較をい
たしまして、先ど来申し上げておりま
する国際利率という観点からにらみ合
せまして、私どもはいたしましては、
開拓の農家の方々にやはりある程度の
困難があるのではなからうかという考
え方からいたしまして、先ほど申し上
げたような差を見ておるわけでありま
す。それ以外に本年度、別に開拓の運
転資金というものを一億円出すとい
うことにはいたしましたが、これはちよ
つとまた別の関係であります。そうい
うような関係におきまして、一般の農家
の家畜導入というのに対しては、政府
の施策というものとにらみ合せて、
五分五厘というものが適当な利率であ
ろうというふうに考へておるのであり
ます。

○井上(農)委員 ただいま中期資金の
利率の問題について、他の金利水準に
大体のつとめて五分五厘にきめた、こ
ういう答弁ですが、かりに五分五厘が
今日安当な金利だということござい
ますならば、何ゆゑに一家家畜の導入
資金の利率を一割以上にしたのです。
どういふところから一割以上という利
率が出て来たのです。それをまず伺
いたいです。

○石原(農)政府委員 今の一割以上と
いうお尋ねは、先ほど申し上げました
普通の有畜農家の導入の際に五分の利
子補給をいたして、七分五厘というこ
とを申し上げた、その点かと思いま
す。それは、農林中央金庫がそういう
際に貸し出します資金の利率を一割二
分五厘というふうには承知をいたして
おるわけでございます。でありますか
ら、私が申し上げております五分五厘と
いうのは、もちろん公債の利率でござ
いますから、市中の——あえて市中と
申しませんでも、通常の金融機関の貸
出しの利率というものは、御承知の上
に、非常に高いのであります。従つ
て五分五厘というものが、その点から
申しまして、市中金融は全然問題にし
ないわけでございます。一般の農家
の場合におきまして、市中金利と申
しますか、農林中央金庫を通じて出ま
す金の、一割二分五厘という金利では
、家畜導入のことが非常に困難にな
るという意味におきまして、五分の補給を
いたしたということに御承知を願いた
い。

○井上(農)委員 五分五厘は金利水準
としては安い方だ、金利水準にのつ
ておるといふお話ですけれども、農
林漁業資金融通法の金利は、その貸付
対象において異つておりますが、確か
に最低四分くらいのものであると思
うので、そうするとこれも一つの
営農資金とかあるいは施設資金とか貸
し付けておるものであります。そ
ういふことから考へますと、今竹村君
のお話の通り、開拓地の特殊な困難な
状態を見ました場合、この五分五厘と
いう金利は決して安当な金利とは言
えないじゃないか、だからこれをもうと
下げて、實際言へば大した国の負
担にはなりません。逆に国の増産効果
が高いことが約束されておりますか
ら、この際開拓上、積極的に増産への
一つの道を開く上からも、わずかのこ
とを言はずに、この際せめてこれを四
分なら四分に下げるといふ意思はあ
りませんか。

○石原(農)政府委員 ただいまお話の
ございましたのは、農林漁業の融資の
特別会計のお話かと思つてございま
す。これは御指摘のように最低は四分
か四分五厘であつたかと思ひます。こ
れは土地改良の金でありまして、非常
に長期、しかも非常に利回りの薄
いものであります。最高は、間違つてお
りましたらあとで訂正をいたしますが、
一割であつたかと思ひます。平均を大
体六分に押えまして、それでも先ほど
申し上げましたように、市中金融とい
うものとは違つておるわけですが、そ
の場合におきましては、農林漁業融通
特別会計の融資をいたしますいろいろ
の事業の持つておる収益の関
係をにらみまして見ておるわけであ
ります。従いまして、そのうち一番低
いものが四分か四分五厘に行つてお
るから、それにさや寄せをいたすとい
うことに相なりますと、逆に農林漁業
融通特別会計の金利との間に矛盾を起
すわけでありまして、私どもはいたし
ましては、先ほど申し上げましたよう
な有畜農家に対しては一般家畜導入
というものを、五分の利子をつけまし
て七分五厘というところに大体農林漁
業融資の会計とのバランスをとつて
おるのでございます。従いまして、そ
こに開拓農家という点を考へまして、先
ほど申しましたようにある差を見てい
るといふふうには御了承を願ひます。

○井上(農)委員 もう一点で終ります
が、あなたのお考えによると、要は五
分五厘は他の農林関係の金融から比
べると、決してこれは高い金利ではな
い、こういうお考えでございますか。

○石原(農)政府委員 おつしやる通り
であります。バランスがとれておる金
利だといふふうには考へております。

○井上(農)委員 わかりました。

○農林委員会代理 他に御質疑もな
いようでありまして、これにて質疑を
終局いたします。

これより本法律案に対する討論に入
ります。竹村君。

○竹村委員 私は、開拓者の営農資金
として貸し付ける、この面についての
根本的な考え方については、別に反対
はないわけでありまして、しかしなが
ら、あえてこの法案に反対しなければ
ならない点は一、二あるかと申し
ますと、政府は少くとも国のいわゆる
食糧自給の建前から、開拓者というも
のに万全の力をいたすといふことは言
つておきながら、實際の面においては、開拓
者に対するところのほんとうの開拓を
完成して、そうしてこれをほんとうに
国の増産のために役立つための實際の
施策に至りましては、実に遅々として
そのことに進んでいない実情が明らか
になつておるわけでありまして、とい
うことは、この法案にも現れておりま
すように、長期資金を貸して、そうし
てその資金を貸した中において、その
過程において、開拓者がいわゆる開拓
した土地において、完全に農業を続け
て行き得る方策を樹立するのでなけれ
ばならぬと思つております。ところが
それが開拓してもなお営農資金によ
つて別な形で貸し付けなければならな
いといふこと自体は、先ほど申しま
したように、いわゆる開拓者が完全に
開拓をいたしたとしても、なおその開拓
によつて自分の生活を維持し、農業を
発展せしめる根本的な政策が欠けて
いるといふことを、明らかに物語つて
いるものであります。従つて私はこの
一部改正法律案を見ても、先ほど
からも問題になつておりましたが、
いわゆる大蔵省の事務的な考え方から
いつて、この五分五厘の貸付利率が高
きに失するものではない、これはむし

る安きに失するものであるといわれておりますけれども、それは一片の事務的な考え方からするものでありまして、いづゆる開拓者に対するところの當農、開拓地の維持発展というふうな根本的な点を抜きにした事務的な考え方でありまして、われ／＼はむしろ少くとも開拓者に長期資金を貸し付けたならば、その範囲内において開拓を完成し、農業を進展せしめる方策をまず立てるべきである。だれしも借金をしたくはない。従つて開拓者が自分自身でも家畜その他の導入ができるような施策を講ずべきである。しかしながらそれができ得ないとするならば、政府は少くともそういう導入資金その他のものについては、無利子においてこれを貸し付けるのが当然である。少くとも従来より利率を引上げるという点につきましては、私はそういう点から考へまして、この法案に反対するものであります。

○農林委員代理 これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○農林委員代理 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なお平野君より、本案に対する附帯決議の動議が提出されております。趣旨弁明を求めます。平野君。

○平野委員 本法案は、開拓者が一応その基礎を確立いたしました後において、さらに當農資金の融通をはからうとするものでありまして、開拓者に対するきわめて深い理解を持つた法案であり、もとよりこれに異議のある者は

ないと信ずるのでありますが、しかしながらこの法律につきましては、なお開拓行政に対する政府の熱意が徹底を欠いておるうらみを若干感ぜざるを得ないものであります。それは、開拓者は一般の農家に比較いたしますならば、やはりすこぶる脆弱な基礎にいまなお立つておるのでありまして、さらに国が強力な保護育成の措置を講じなければ、この開拓行政の全きを期することはできない。その点におきまして、問題は利率の点であります。一般の家畜導入資金等の利率から見れば、若干差は設けてありますけれども、しかしながら基礎確立時代の利率から見れば、今国は相当高くなつておるわけである。従つてなおもう少しこの利率を引下げて、できれば現行通りの程度にまでするというのが適切ではないか、かような趣旨におきまして、ここに附帯決議を提出したいと存するわけであります。

案文を朗読いたします。

開拓者資金融通法の一部を改正して開拓農民に対する中期資金の貸付制度を創定し、其の當農の基礎を確立しようとすることはもとより適切な措置であるが、今後なお国の強力な保護育成を必要とする開拓地の特殊性にかんがみ、その金額を増加すると共に、貸付利率は弾力性を引下げるよう努むべきである。

右決議する。

以上の通りであります。ただいま趣旨の弁明をいたしました。このうらやうな点にかながみまして、なお政府が一層開拓行政に対する熱意をもつてやつて行くべきである。また予算的にもこれはきわめてわずかであります。

政府の熱意いかんによつては決して無理なことではないのでありますから、この上とも政府の熱意を要する、このうらや意味において本決議案を付帯して出すことを提案する次第であります。何とぞ委員諸君の御賛成をお願い申し上げます。

○農林委員代理 ただいまの動議に對して御意見があれば発言を許します。――別に発言もないようでありますから、採決いたします。本付帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○農林委員代理 起立総員。よつて付帯決議を付することに決しました。

なおお諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○農林委員代理 御異議なしと認め、さより決しました。

午後二時より再開することにいたしました。暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分再開

○河野委員代理 午前に引続きこれより会議を開きます。

まず井上良二君外九十五名提出、飼料需給調整法案を議題といたし審査を進めたいと思ひますが御異議はございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○河野委員代理 御異議なしと認め、それではまず本案の趣旨について提案者の説明を求めます。井上良二君。

飼料需給調整法案
飼料需給調整法
(目的)
第一條 この法律は、当分の間、政府が特定飼料の計画的な買入、保管及び売渡を行うことにより、飼料の需給及び価格の調整を図り、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「特定飼料」とは、ふすま(輸入に係るふすま及び政府の売渡に係る小麦から生産されるふすまをいう。輸入に係るとうもろこし及び大豆が並びに農林大臣が指定する飼料をいう。)

(特定飼料需給調整計画及び標準価格)
第三條 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、この法律の規定による特定飼料の買入、保管及び売渡の時期、数量その他に關する必要な計画(以下「特定飼料需給調整計画」という。)を定める。

農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、第四條の規定により買入れる特定飼料(輸入に係るものを除く。及び第六條の規定により売渡する特定飼料の予定価格の単価の標準となるべき価格(以下「標準価格」という。))を定め、これを公表する。

前項の標準価格は、特定飼料の買入又は売渡に際して、あらかじめ、特定飼料の生産費又は買入価格及び市価その他の経済事情を参し、よくして定めなければならない。

(特定飼料の買入)
第四條 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基づき、特定飼料を買入れることができる。

前項の規定による買入は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は隨意契約によることができる。

第一項の規定による特定飼料(輸入に係るものを除く。)の買入の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

第五條 政府は、特定飼料需給調整計画に基づき、その所有する小麦を売り渡す場合において、その小麦から生産されるふすまを、政令の定めるところにより、政府に売り渡すべき旨の条件を附することができ。

前項に規定する条件に基づいて政府がふすまを買入れる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、政府の所有する小麦の売渡価格、ふすまの生産費及び一般の経済事情を参しよくして定める。

政府は、第一項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る小麦の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

(特定飼料の売渡)
第六條 政府は、飼料の需給又は価

格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、この法律の規定により買入れた特定飼料その他政府の所有する特定飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料の売渡の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

4 入札の方法による競争によつて特定飼料を売り渡す場合において、予定価格に農林大臣の定めるところにより算出される金額を加えて得た価格（以下「上限価格」という。）をこえない価格で入札した者の中から高価で入札した者を落札者となしななければならない。

5 前項の規定により落札者となすべき者がないときは、上限価格をこえた価格で入札した者を上限価格と同価で入札したものととし、落札となるべき入札をした者としなければならない。

（売渡の価格等の公表）

第七條 政府は、前條第一項の規定により特定飼料を売り渡したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、売り渡した特定飼料の価格、品目、数量その他必要な事項を、買受人別に、公表しなければならない。

（売渡の附帯条件）
第八條 政府は、第六條第一項の規定により特定飼料を売り渡す場合

には、その相手方に対し、売渡に係る特定飼料の譲渡に關し、地域若しくは時期の指定又は価格の制限その他必要な条件を附することができる。

2 政府は、前項の規定により条件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る特定飼料の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により条件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、その後二年間、第四條第二項又は第六條第二項の規定による入札の方法による競争に加わらしめなければならない。

（報告の徴収等）

第九條 農林大臣は、特定飼料需給調整計画の実施上特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、特定飼料の生産者、輸入業者、倉庫業者、販売業者又は加工業者から、特定飼料の生産在庫、販売の数量、価格その他必要な事項に關し報告を徴し、又は当該職員に事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（飼料需給調整審議会）

第十條 この法律の適正な運用を図るため、農林省に飼料需給調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に應じ、飼料の需給又は価格の調整に關する重要事項を審議する。

3 審議会は、飼料の需給又は価格の調整の実施に關し、農林大臣に随時意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（委任事項）

第十一條 この法律において命令に委任するものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

（罰則）

第十二條 第九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以上の罰金に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に對して各本條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

附則
（施行期日）
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

（食糧管理特別会計法の改正）
2 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「検査」の下に「並ニ飼料需給調整ノ為ニスル飼料ノ買入、売渡、保管又ハ検査」を加える。

第二條、第三條及び第六條ノ五中「食糧」を「食糧及飼料」に改める。

第三十四條第一項の表中

「中央作況決定審議会」農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。
飼料需給調整審議会 農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。

第六條第一項中「食糧ノ売渡代金」を「食糧及飼料ノ売渡代金」に改め、「食糧ノ買入代金」を「食糧及飼料ノ買入代金」に改め、「運搬の下に「並ニ飼料ノ買入売渡保管検査及運搬」を加える。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第四條第三十八号の次に次の一号を加える。
三十八の二 飼料需給調整法（昭和二十七年法律第 号）に基き飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。

「中央作況決定審議会」農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。
飼料需給調整法に關する重要事項を調査審議すること。

○井上（農）委員 ただいま議題と相なりました井上良二外九十五名提出、飼料需給調整法案につきまして提案理由を御説明いたします。
御承知の通り、畜産振興と農業の有畜化は、戦後新しい農業政策の一環として大きく取上げられて参りました。特に食糧政策上、あるいは国民食生活改善の見地から、家畜の増殖、有畜農家の維持創設が重要な問題として検討され、その計画もようやく軌道に乗りましたことには喜ばしいことと思つております。しかるに、最近の飼料需給とその価格の事情は、きわめて不安定でありまし

加によつてその根本的な解決をはからねばなりませんが、何と申しましてそれらの政策が完全に実施され飼料の供給が十分になりますまではなお相当地の時を要することであり、当面する有畜農家の飼料難を除きたいすためには、どうしても国の手によりまして飼料の需給を調整し、価格の安定をはかる方法を講ずる必要があるのがあります。また、特にふすま等につきましては、麦類の輸入または政府管理に際して莫大な補助金が支出され、それらはすべて国民の租税負担によつてまかなわれているわけでありまして、政府の手から売り渡された麦類について生ずるふすまは、当然、安定した価格で飼料消費者の手に渡ることとならねばならないと存じますので、これらの諸点を勘案いたしまして、当分の間、国が飼料の需給調整を行うことが最も妥当な方法であると存じ、ここに飼料需給調整のための立法措置を講ずることとしたのであります。

内容のおもな点につきましては御説明申し上げますと、第一に政府は、農林大臣が定める特定飼料需給調整計画に基づきまして一定量の飼料の買入れ、保管及び売渡しを行い、買入れ及び売渡しは農林大臣が定める標準価格によつて行ふこととし、買入れ及び売渡しの時期、数量、種類等については需給計画で定めることとしたのであります。第二に飼料の売渡しにつきましては、原則として入札の方法により一定の価格以内で売り渡す規定を設け、また売渡しにあつて政府が必要な条件を付することができるとし、需給の円滑を期することとしたのであります。第三には、農林大臣が必要に応じ

て飼料の製造、販売、輸送、保管及び消費等に関する報告を徴し得ることとし、第四に、以上の諸項目を最も適正に実施し、かつ、関係者の意見を十分尊重するため飼料需給調整審議会を設けることとしたのであります。

以上がこの法案の目的及び内容の概略であります。畜産振興の上からもまた農業政策全般から見ましても飼料の問題はきわめて重要であると存じますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。次第であります。

○河野委員代理 本案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

○河野委員代理 これより農地法案につきまして質疑を続けます。竹村奈良一郎。

○竹村委員 私の伺いたいのはず第三條二項の五であります。第三條二項の五によりますと、今度は北海道では二町歩、都府県では三反歩以下のものがいわゆる農地を取得することができ得ないことになっているのですが、きつていふことになつてゐるのですが、そうなりますと日本全国においてこれは重大な問題だと思ふのであります。

この問題は、たとえば二十五年の二月一日の農林省の統計で行きますと、三反歩未満は百四十二万八千八百七十二戸という、少くとも内地におきましては全農家の二四％が三反歩未満の農家である。あるいは北海道におきましては二町歩未満が十一万四千四百八十二戸、つまり四七％の多くの農家がいわゆる二町歩未満であるわけでありまして、この規定で行きますと、どうもこういう人たちが今後新たに農地を取得することが困難になつて来ると思ふのであります。これに対して、一体そ

ういうような根本的な規定が行われておつたならばいふ／＼な障害等が起りますが、どういうような考えでこういうふうになされたのか承つておきたい。

○平川政府委員 御承知のように本案の一つのねらいとしたしまして、中堅の自作農、堅実な自作農の創設維持を目標にいたしているわけでありまして、従いまして從來からある程度の最低限の面積を定めまして、その面積以下の農家は、農業をやつておられますけれども主として農業をやるものでない、飯米農家でありまして、収入の大部分は他の職業から得てお入りの部分が多い農家である。この関係で副業的にやつてゐるという農家が大体これに該当すると思ふのであります。限りある農地を配分いたした場合には、どういふ農家に優先的にそれを渡すのかがいかに考へ方から、非常に大面積の農家はこれを除く。また非常に小面積の、農家と申しましても農業が副業であるというやうなものは一応除外する。しかしながら地方によりまして特殊事情によりまして、現在三反歩以下であるけれども、これは自作農として精進する見込みがあるというやうなものにつきましては、例外措置を認めてゐるわけでありまして、原則としていたしましては、やはり中堅の堅実な農家に優先的に少い農地を与えて、その基礎を固めてやること

が第一に必要ではないかという考へ方から出てゐるわけでありまして、從來の農地調整法あるいはポツダム政令におきまして、多少かわつておりますけれども大体こういうやうな考へ方で法制ができてゐるわけでありまして。

○竹村委員 大体適正規模の農家を育成するといふ考へ方、これはもちろん一応はそういう論もありまされども、しかしここで問題になるのは、そういうやうな考へ方でやつて行かれるとするのであるならば、少くともなせ現在内地において三反歩未満でも耕作しなければならぬといふ点を考へられたかどうか。その者が三反以上の農家にならうとしてもなり得ない。從來にあつては一反歩以上であつたならば取得できたものが、これによると三反歩以下であつたならできないというこ

とになる。そういう限定されるということとは、今日その三反歩以下の農家が存在するもの／＼の情勢、しかもその上に立つてなおそれを法律で禁じようとするのであるとするならば、その人たちに對する一つの対策がなければならぬ。たとえば三反歩以下の人が農地を取得し得ないやうになつて、これが三反以上にでも取得したい、あるいは三反以上ではない、少くとも一反のものを二反にふやしたい、三反にふやしたいといふものを押えんとするならば、押えてもいいといふこの対策は、この人たちを整理する方針であるのかどうか。そうするとするならば、それに対する一つの対策がなければならぬ。ところがそういう対策も実はないの

で、ただ適正規模の農家とするためだけのことだけでは、われ／＼は納得できないと思ふのです。これに対して一体どういふ対策を持つておられるのか。いわゆる給料をとりに行くとか兼業農家であるとか、こういうものはなくしたらいいといふ考へだけでは、大きな社会問題であると思ふ。先ほど申しましたやうに、大体内地に二四％、北海道においては四七％がいわゆる

二町歩未満の農家でありまされどもこれは兼業農家だから整理してもいいんだという観点だけで済ますといふことは絶対にできない。その人たちに對するところの相當の対策がなければならぬ。これに對して、政府の方で何か別にこの人たちに對する根本的な対策があるのかどうか。

○平川政府委員 この法案の考へ方といたしましては、先ほど申しましたやうに對象と考へてゐる農地がきつてわづかでありまして、若干の現在の小作地が自作化する場合があります。新しい開墾地が若干開墾されたやうな場合には、その農地をどういふ人に分配するかというこゝとして考へなければならぬわけでありまして。その場合に、ただいまお話の零細な兼業農家といふものを考へることももとより必要でないといふわけではありまされども、しかしそれ以上に農業事業でしかも面積が足りないで食えないといふ人のことをまず第一に考へるべきやないだらうか。零細な三反歩以下の農家といふものは、非常に急激に終戦後ふえてゐるわけでありまして、主として他の職業から農村に流入したと申しますか、主として収入の源泉を農業以外にたつてゐる人でありまして、従いましてゐる人ではないのであります。従いまして考へることは必要でありますけれども、いづれかといへば、農業だけの部門以外の部門からも対策を考へ得る人々であるわけでありまして、農地法の考へ方といたしましては、農業以外に職業を持たない農業事業の農家といふものをまず第一に考へるべきやないか。もちろん三反歩以下のやうな農家を考へる必要がないといふ意味ではあ

る二町歩未満の農家でありまされどもこれは兼業農家だから整理してもいいんだという観点だけで済ますといふことは絶対にできない。その人たちに對するところの相當の対策がなければならぬ。これに對して、政府の方で何か別にこの人たちに對する根本的な対策があるのかどうか。

○平川政府委員 この法案の考へ方といたしましては、先ほど申しましたやうに對象と考へてゐる農地がきつてわづかでありまして、若干の現在の小作地が自作化する場合があります。新しい開墾地が若干開墾されたやうな場合には、その農地をどういふ人に分配するかというこゝとして考へなければならぬわけでありまして。その場合に、ただいまお話の零細な兼業農家といふものを考へることももとより必要でないといふわけではありまされども、しかしそれ以上に農業事業でしかも面積が足りないで食えないといふ人のことをまず第一に考へるべきやないだらうか。零細な三反歩以下の農家といふものは、非常に急激に終戦後ふえてゐるわけでありまして、主として他の職業から農村に流入したと申しますか、主として収入の源泉を農業以外にたつてゐる人でありまして、従いましてゐる人ではないのであります。従いまして考へることは必要でありますけれども、いづれかといへば、農業だけの部門以外の部門からも対策を考へ得る人々であるわけでありまして、農地法の考へ方といたしましては、農業以外に職業を持たない農業事業の農家といふものをまず第一に考へるべきやないか。もちろん三反歩以下のやうな農家を考へる必要がないといふ意味ではあ

る二町歩未満の農家でありまされどもこれは兼業農家だから整理してもいいんだという観点だけで済ますといふことは絶対にできない。その人たちに對するところの相當の対策がなければならぬ。これに對して、政府の方で何か別にこの人たちに對する根本的な対策があるのかどうか。

る二町歩未満の農家でありまされどもこれは兼業農家だから整理してもいいんだという観点だけで済ますといふことは絶対にできない。その人たちに對するところの相當の対策がなければならぬ。これに對して、政府の方で何か別にこの人たちに對する根本的な対策があるのかどうか。

○平川政府委員 この法案の考へ方といたしましては、先ほど申しましたやうに對象と考へてゐる農地がきつてわづかでありまして、若干の現在の小作地が自作化する場合があります。新しい開墾地が若干開墾されたやうな場合には、その農地をどういふ人に分配するかというこゝとして考へなければならぬわけでありまして。その場合に、ただいまお話の零細な兼業農家といふものを考へることももとより必要でないといふわけではありまされども、しかしそれ以上に農業事業でしかも面積が足りないで食えないといふ人のことをまず第一に考へるべきやないだらうか。零細な三反歩以下の農家といふものは、非常に急激に終戦後ふえてゐるわけでありまして、主として他の職業から農村に流入したと申しますか、主として収入の源泉を農業以外にたつてゐる人でありまして、従いましてゐる人ではないのであります。従いまして考へることは必要でありますけれども、いづれかといへば、農業だけの部門以外の部門からも対策を考へ得る人々であるわけでありまして、農地法の考へ方といたしましては、農業以外に職業を持たない農業事業の農家といふものをまず第一に考へるべきやないか。もちろん三反歩以下のやうな農家を考へる必要がないといふ意味ではあ

る二町歩未満の農家でありまされどもこれは兼業農家だから整理してもいいんだという観点だけで済ますといふことは絶対にできない。その人たちに對するところの相當の対策がなければならぬ。これに對して、政府の方で何か別にこの人たちに對する根本的な対策があるのかどうか。

○平川政府委員 この法案の考へ方といたしましては、先ほど申しましたやうに對象と考へてゐる農地がきつてわづかでありまして、若干の現在の小作地が自作化する場合があります。新しい開墾地が若干開墾されたやうな場合には、その農地をどういふ人に分配するかというこゝとして考へなければならぬわけでありまして。その場合に、ただいまお話の零細な兼業農家といふものを考へることももとより必要でないといふわけではありまされども、しかしそれ以上に農業事業でしかも面積が足りないで食えないといふ人のことをまず第一に考へるべきやないだらうか。零細な三反歩以下の農家といふものは、非常に急激に終戦後ふえてゐるわけでありまして、主として他の職業から農村に流入したと申しますか、主として収入の源泉を農業以外にたつてゐる人でありまして、従いましてゐる人ではないのであります。従いまして考へることは必要でありますけれども、いづれかといへば、農業だけの部門以外の部門からも対策を考へ得る人々であるわけでありまして、農地法の考へ方といたしましては、農業以外に職業を持たない農業事業の農家といふものをまず第一に考へるべきやないか。もちろん三反歩以下のやうな農家を考へる必要がないといふ意味ではあ

りませんけれども、限りある農地でありますから、まずいづれを優先的に考へるかという問題は、農業だけやつておつても自己の土地が足りなくて食えないという人をまず考へるべきではないかという考へ方をとつたわけでありまゝ。但し村によりましては半農半林あるいは半農半漁であるとか、いろいろな事情によつて村全体として平均反別がもつと少いという所もありまゝ。また個々の人によつて、現在は三反歩以下であるけれども、自作農としてつづきに精進できる資格を備へた人であるという場合もあるであらう。そういうのはむしろ例外としてこれに土地を与へることは決して禁じておられない。ただ大体の原則をいたしましては、こういうところで線を引いたかどうか。現在のポツダム政令におきましては、やはりこういう考へ方をとつてゐるわけでありまゝ。

○竹村委員 それでは一つ具体的に伺います。今まで一反歩耕作しておつた農家が、その付近に土地が一反五畝あつたとした場合に、この土地をいかに開墾いたしまして、そうしてこの農地法によつて売りつけを受けようとする場合は一体どうなりますか。

○平川政府委員 これはその農家が自作農としてほんとうに精進し得る見込みのある者であるかどうかということ考へまして、この第三條の第二項の但書によりまして許可をとることができると考へてあります。

○竹村委員 そういたしますと、たとへば北海道においては二町歩未満となつております。この二町歩未満の人は四七％、ほとんど半数に近いような人をも二町歩以上に拡張することを禁

ずるといふようなことが、はたして適当であらうか。私は適当でないと思ひます。開墾する土地が少いと言われまゝすけれども、これはもう議論になりまゝすからあまり聞きたくはありませんが、しかし実際問題としては、地図を見たならば、あなたもせんだつて認めて見たように、六、七百万町歩が認められてゐます。そのことは別として、もう一つ私は伺ひたいのは、この農地法のねらいとしては、いわゆる適正農家を制定するために三反歩以下は農地を取得せしめない方法をとるんだというふうになりまゝす、これは農政の根本問題になるわけですが、適正農家とは一体どこを基準に置いておられるか。現在農業だけで飯を食つてゐるものを適正農家にしますと、これは大問題になると思ひます。少くとも農家は全国において相当整理しなければならぬと思ひますが、現状で行きますならば、内地においては何反ぐらいを適正農家と考へられ、北海道においては何町ぐらゐを適正農家と考へられるか。内地においても東北と関西とでは少し違ふでしようが、お聞きしたいと思ひます。

○平川政府委員 およその常識的な考へをいたしましては、現在の平均的な内地一町歩内外というところが一つの目標であらうかと思ひますが、けれども、しかしこれを教式的に何反歩が適正であるといふことを表現することは非常に困難かと思ひますが、その原因を除去せずしてどうしようにきめ

ういう積極的に何反歩が適正かということまではきめたいが、逆に不適正な面積は何反歩であるかといふことを考へたわけではございまして、非常に幅を広くとりまして、大きい方は三町歩以上、小さい方は三反歩以下が不適正であるという考へ方をとつたわけでございます。

○竹村委員 私は今の答弁はちよつとおかしいと思ひます。というのは適正農家は大体一町内外と言つておられる。そのうすと五反でも不適正農家になる。つまり農業だけで飯を食つて行けない。こまかくいうと三反一畝でも食つて行けない。ところがたま／＼一畝多く持つていたから、その人は今度農地を拡大する権利を持つ。同じ不適正農家であつて三反ちよつと切れたか、この人は農地法による農地を拡大する権利は持たないといふことになりまゝす。同じ不適正農家のうちの取扱いに大きな不均衡があると思ひます。適正農家を三反歩に置いたんだという御答弁であつたならば私は納得いたします。が、しかしそれは一町歩を基準としておられる。三反と三反五畝でも、二反五畝と三反一畝でも違ふ。反別が違つても、その人もやはり不適正農家であるところから一方の農家に適しない人は温存しこれに増反を認める、一方の人はちよつと少かつたという理由で増反を認めない。これはほかの社会的ないろいろの原因については、別に大臣に質問したいと思ひますが、しかし現在の事務的な点から考へても、私は非常に不適正じやないかと思ひます。戦後これだけの零細農家が急激にふえた社会的な原因、政治的な原因がある。その原因を除去せずしてどうしようにきめ

ることは、私としてはどうしても納得することができないのであります。しかも片方においてどうしようにきめながら、最近納得のできないことは、たとえば今度の麦の統制撤廃後、米の供出に対する基準を、この十一月から、内地は少くとも二畝以上のものに供出義務を負ふすとはつきり閣議決定されておる。すなわち一方では農地の拡大を防止しておきながら、供出義務は二畝以上に置いておる。こういうような点から考へても、いわゆる零細農家といわれる人々——もちろん日本の農民はほとんど貧農に近いのですが、そのうちの極貧農に部類するような人の農地の拡大を防ぐという考へ方自身が、私は大きな問題だと思ふのです。が、こういう点についてどうしように考へておられますか。

○平川政府委員 もとより三反歩といふ一つの限界にはいろいろ議論もありまゝす。三反歩がいいか、二反歩がいいか、四反歩がいいかといふことになれば、厳密に三反歩がいいのだ、それ以下はいけないのだといううなことはございせん。ただ考へ方といふことは、専業の農家として成り立つには、やはり一町歩内外の面積が必要であらうと思ひますけれども、三反歩以下の農家を一応除外するといふ考へ方は、貧農を除外するといふ考へ方ではなくして、そういう農家はむしろ収入原は他にあるのだ、つまり農家として色彩が非常に薄いのである、そういう考へ方からして限りある農地を分配いたします場合には、農業の色彩の強い農業で、専業にやつて行こうという意欲のある農家にまず優先的に分配するのが順序ではないか。三反歩

以下の農家は大部分が兼業農家であり、且つ兼業農家のうちでも主たる収入を他の事業に持つものが多いためであらう。従ひましてこれは農家としての色彩が薄いものである。もとより国民全体の政策としてこれらに対する対策を考へることは必要であるけれども、限りある農地を分配するといふ農地法の問題をいたしましては、農家としての色彩の強い専業自作農家たるべきものに重点を置く、しかもそれが適正たるべくして一町歩に足りないで六反歩しかないといふようなものに優先分配するのが適正ではないかと考へております。

○竹村委員 私は今の答弁でも遺憾ながら納得できない。今おつしやつたように三反歩以下のものは他の収入によつて生活しておる。従つてこれにはやらなくてもいいのだ。これは少し日本農林の状況を従来の農林省なりにお考へになつた考へ方ではないか。といふのは、たとへば三反歩以下の小さい農家はほかに生計の道を求めておると言われるが、それは土地はほしいけれども土地が得られないから、しかたなくほかの仕事について生計の道を求める程度であつたといふのが大多数なんです。従つてもしたくないあなたに御答弁から行くなれば、ほんとうに農業で生活したいと考へておつても、前の地主的土地所有の關係からたまたま自分がつくれなくて零細化して行く。こういうものをどうして救ふところの規定があるか、この点だけはつきりしておきたい。

○平川政府委員 もとよりお話のような、農地が足りないために零細化して行くといふことも、確かに一つの原因

であろうと思ひますけれども、しかし一方から見れば、他の職業が主であつて、飯米がほしいために一反歩か二反歩やつておるといふ者も相当あるわけですから、しかし法律としては、そこで一応計画的な基準で何らかの差別をつけざるを得ませんので、こういう三反歩というふうな、現状を客観的にだれが見ても明らかなような形で押えておられますけれども、お話のようにほんとうに自作農になりたい、しかし土地が足りないために現在やむを得ず三反歩をやつておる、こういうものにつきましては、ただいま申しました例外許可を与えて行く、こういう道で救済いたしたい、かように考えております。

○井上(農)委員 この案を審議いたします上において非常に重大な問題は、法案の第一條にもございますように、中堅農家を創設するといふことがこの法案のねらいのようになっておるわけですから、そこで先般から中堅農家の定義につきましていろいろ論争をいたしておられますけれども、一向その点が明確にされません。これは御答弁になりましたように非常にむづかしい問題であります。かりに農家一軒当りの家族が六人として、単作地帯の場合はどのくらいの経営面積があれば、農家として大体成り立つて行く、また裏作の場合はどれだけ必要である、これに家畜が入つた場合はどうなる、果樹園芸等の場合はどうなつて行くという、そういうお上その経営規模というものが示されませんと、問題になつております。中堅農家の創設というものが非常にあいまいになつて参りますから、これは一応この次の委員会までに關係部課ともよく相談をされまして、大体お上

の農林省の考へております構想だけは明らかにしてもらいたい。そうしますとこの法案審議の上に重大な問題になつて来ますから、この点だけ特にひとつ打合せをされまして、大体こういう方向だといふことを明らかにされること、審議の上に非常に便宜でもありますから、ぜひひとつ明らかにして参つてもらいたいことを特に希望申し上げておきます。

○河野委員農代理 農林省としてはこの問題は資料として提出されますか。

○平川政府委員 資料として出します。

○河野委員農代理 井上さんの今の御意見につきましては、資料をもつてお答えするそうですから、残余の質疑は次会に譲りまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五分散会

〔参照〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月十八日印刷

昭和二十七年六月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所